

## 東川町薪ストーブ設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、クリーンエネルギーの活用を積極的に行い、地球規模の環境問題に配慮した生活と環境にやさしいまちづくりを推進することを目的に、東川町薪ストーブ設置補助金（以下「補助金」という。）について規定する。補助金の交付に当たっては、東川町補助金等交付規則（昭和58年4月1日規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建専用住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる住宅（一部営業部分があるものを含む。）をいい、二世帯が独立した住宅型式を含む。
- (2) 新築 建築物のない敷地（さら地）に戸建専用住宅を建設することをいう。ただし、独立した車庫や物置といった戸建専用住宅に必要な建築物のある敷地は除く。

### (補助対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる要件のすべてを満たす薪ストーブの設置（新築住宅は本体及び煙突部品に限る。）に係る経費とする。ただし、国、道、東川町その他補助事業の対象となるものを除く。

- (1) 薪ストーブの設置に係り、建築基準法その他関係法令を遵守していること。
- (2) 設置しようとする薪ストーブが、二次燃焼以上のシステムを有していること。
- (3) 設置しようとする薪ストーブの主たる材質が、鋳鉄、鋼板又はこれらに類する耐久性を有するものであること。
- (4) 設置しようとする薪ストーブに接続される煙突は、建物の構造を貫通する部分及び屋外部分が二重煙突であること。
- (5) その他町長が必要と認める要件

### (補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、東川町内に住所を有する個人で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 東川町内において自らが居住する戸建専用住宅（床面積の2分の1以上に相当する部分が自己の居住の用に供されているもの。）に暖房用として、薪ストーブ（中古品を除く。）の設置をしようとする者
- (2) 町税及び下水道料金等、町への納入金を完納していること。
- (3) 過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、薪ストーブの設置に係る経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨て）以内とし、上限額は50万円とする。ただし、新築住宅への設置は、上限額を10万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者が補助を受けようとするときは、補助金等交付申請書に必要な関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助対象者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため次のとおり条件を附す。

- (1) 補助事業等の内容の変更をする場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に必要な関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

（補助金等の額の確定等）

第10条 町長は、前条の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 11 条 町長は、前条の額の確定後、補助金を交付するものとする。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるものを除くほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 28 年 6 月 22 日より施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。